

面接指導対象医師一覧等記入要領

医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査を効率的に実施するため、以下の要領にてご記入ください。

ご不明な点等については、保健所までお問い合わせください。

I 面談指導対象医師一覧（様式 3－1）について

病院又は診療所の管理者は、医療法第 108 条第 1 項に基づき、時間外・休日労働時間（以下「超勤時間」という。）が月 100 時間以上とすることが見込まれる医師（以下「面接指導対象医師」という。）に対し、面接指導を実施する必要があります。

※ 病院又は診療所の管理者及び診療を直接の目的とする業務を行わない医師（産業医、健診センター等）は面接指導の対象外です。

1. 直近 1 年間（令和 6 年度）における月別の時間外・休日労働時間が 100 時間以上となった医師（面接指導対象医師）の一覧を様式 3－1 により記載すること。
2. 「超勤時間」には月別の「時間外・休日労働時間」に記載すること。

〔留意事項〕

- ① 面接指導対象医師について、病院又は診療所の管理者が面接指導の結果に基づき作成した「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」（参考様式）を用意すること。
なお、病院又は診療所の管理者は「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」に、面接指導実施医師の意見を踏まえた措置の要否や措置内容を記載すること。
 - 面接指導対象医師について、医療法第 108 条第 5 項の規定に基づき病院又は診療所の管理者が必要と認めるときは適切な措置を講じなければならない。
 - 面接指導対象医師のうち超勤時間が月 155 時間を超えた医師について、医療法第 108 条第 6 項の規定により病院又は診療所の管理者は労働時間短縮のため必要な措置を講じなければならない。
- ② 面談指導実施医師が、医師の健康管理を行うのに必要な知識を習得させるための講習を修了していることを確認するため「修了証書」を用意すること。
- ③ 労働基準監督署長による宿日直許可を取得している場合には、「許可書の写し」を用意すること。

II 特定対象医師一覧（様式 3－2）について

医療法第 123 条第 1 項及び医療法施行規則第 110 条第 1 項に基づく特定労務管理対象機関の特定対象医師について、勤務間インターバル及び代償休息を確保する必要があります。

1. 特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況が 1 年について超勤時間が 960 時間を超えることが見込まれる者について、様式 3－2 により一覧表を記載すること。

(参考様式)

長時間労働医師面接指導結果及び意見書

面接指導結果・面接指導実施医師意見			
面接指導対象医師氏名		所 属	
		生年月日	年 月 日
勤務の状況 (労働時間、労働時間 以外の項目)			
睡眠負債の状況	(低) 0 1 2 3 (高) (本人報告・睡眠評価表) (特記事項)		
疲労の蓄積の状況	(低) 0 1 2 3 (高) (労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト) (特記事項)		
その他の心身の状況			
本人への指導内容 及び 管理者への意見 (複数選択可・該当項目の左に○をつける)			
	就業上の措置は不要です		
	以下の心身の状況への対処が必要です (○で囲む) 専門医受診勧奨 ・ 面談を含む産業医連携 ・ その他 (特記事項へ記載)		
	以下の勤務の状況への対処が必要です (○で囲む) 上司相談 ・ 面談を含む産業医連携 ・ その他 (特記事項へ記載)		
(特記事項)			
面接実施年月日	年 月 日		
面接指導実施医師	(所属)	(氏名) ※署名等	

----- 面接指導実施医師は、この点線上まで記載した段階（管理者が「面接指導実施医師意見に基づき措置内容」を記載する前）で、本書面を面接指導対象医師に渡してください。 -----

面接指導実施医師意見に基づく措置内容（管理者及び事業者が記載）	
※時間外・休日労働が月 155 時間を超えた面接指導対象医師には労働時間短縮のための措置が必要です。	
(管理者)	(年月日)

確認欄（署名等）※面接指導実施医師から提出を受けた医療機関で記載してください。	
医療機関名	
(管理者)	(事業者)